

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	36	府 省 庁 名 国 土 交 通 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <b>不動産取得税</b> <b>固定資産税</b> 事業所税 <b>その他（都市計画税）</b>	
要望 項目名	PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充	
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>PFI法※第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第10条第1項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業により整備される公共施設等のうち、PFI法改正により新たに対象となる公共施設等。 ※民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現在、サービス購入型かつBOT方式の選定事業（PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、特例措置（サービス購入型かつBOT方式の選定事業について課税標準を2分の1に減免）が認められているが、PFI法改正により新たに対象となる公共施設等（公的賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等の移動施設等）についても当該特例措置の対象とすること。</p>	
関係条文	〔 PFI法第2条第1項、同第2条第3項～第5項、同第10条第1項、地方税法附則第11条第10項、同附則第15条第30項、地方税法施行令附則第7条第13項～第14項、同附則第11条第40項～第41項、地方税法施行規則附則第3条の2の11等 〕	
減収 見込額	（初年度） 0 （ 0 ） （平年度） 0 （ 0 ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>新成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」とされており、また2011年にPFI制度の拡充を行うことにより、「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上）の拡大を目指す」とされている。</p> <p>民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」において、「PFIを活用する範囲が限定されることがないようにするため、船舶、人工衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅をはじめとして、PFI施設の対象の見直しを行う」とされ、「事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直ししていく必要がある」とされている。</p> <p>国土交通省成長戦略のうち、国際展開・官民連携分野の「従来型事業の拡大と新たな制度の構築」において、「事業に参加する民間企業が行政と同じ税制や補助金等の条件で事業遂行できる仕組みの導入」とされている。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>PFIは、本来公共が自ら行うべき事業をPFI事業者を実施させる手法であり、従来型の公共事業との間で税のイコールフットINGが必要である。事業期間中にPFI事業者が事業用資産を所有するか否かにより税負担が異なっているため、PFI事業の内容にかかわらず、事業期間中にPFI事業者が事業用資産を所有しない方式が選択される場合がある。</p> <p>当該支援措置により、PFI事業者の事業期間中における事業用資産の所有の有無が事業方式の選択に与える影響を軽減し、より望ましい方式のPFIの選択が可能となるので、PFIを強力に推進するため本施策が必要である。</p>	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 33 社会資本整備・管理等を効率的に推進する
	政策の達成目標	○PFI 事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上（PFI 法施行から 2009 年末までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の 2 倍以上）の拡大【新成長戦略】 ○2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して少なくとも 2 倍以上の事業規模の拡大【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」】 ○国土交通省関連の PPP/PFI 事業費について 2020 年までの合計で新たに 2 兆円実施する【国土交通省成長戦略】
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 27 年 3 月末まで
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	○99 年末～09 年末（11 年間）の PFI 事業規模（累計）は、約 4.7 兆円と見込まれる。 ○国土交通省所管 PFI 事業の事業費：1071 億円（平成 17 年度～21 年度平均）
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	PFI 法改正により拡大される対象施設についても、従来の税制特例措置対象と同様に特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことにより、拡大された対象施設における PFI 整備促進が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の償却可能化）（要望中）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の整備及び維持管理を着実に行うとともに、経済成長や雇用創出等に資するため、コンセッション方式等による新たな PPP/PFI 事業の導入、インフラファンドの形成促進等の支援を行う。（14.1 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良な PFI 事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
	要望の措置の妥当性	PFI 法改正により拡大される対象施設についても、既存の税制特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことは、拡大された対象施設における PFI 整備促進を図るため、的確かつ適切。
	ページ	36—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>税制上の優遇措置を受けた施設は11件。不動産取得税の減税額は446百万円、固定資産税・都市計画税の減税額は451百万円（総務省「固定資産税の概要調書」より）。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>P F I法改正により拡大される対象施設についても、既存の税制特例措置の対象となるよう制度の拡充を行うことにより、拡大された対象施設におけるP F I整備促進が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国、地方公共団体が、税の影響を考慮せずB O T方式を選択できるようにすること（本措置は上記環境づくりが目的であり、例えばB O T方式で行われた事業件数といった定量的な目標の設定は困難）。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>国、地方公共団体が、税の影響を考慮せずB O T方式を選択できる環境が一定程度実現された。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成12年度要望として、総理府から、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税の特例措置。平成15年度、16年度、17年度、22年度要望として、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置。</p>
<p>ページ</p>	<p>36—3</p>